

別表第1（第3条関係）

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」による。）

- （1）農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- （2）漁業（大分類Bに含まれるもの）
- （3）金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- （4）医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）
- （5）以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）（細分類9299に含まれるもの）
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）